

簡易型総合評価落札方式（施工計画型）により提出された施工計画に
記載した内容の履行確認に関する特記仕様書

本工事は、西条市工事請負契約書、特約、特記仕様書によるほか、この特記仕様書によらなければならない。

第1条（施工計画の履行）

- 1 請負者は、簡易型総合評価落札方式（施工計画型）による入札に際して提出した施工計画に記載した内容（以下「施工計画」という。）について、同等以上の施工をしなければならない。

第2条（施工計画の内容）

- 1 請負者は、入札時に提出した施工計画への記載内容を、特約第1条（準用愛媛県共通仕様書第1編1－1－4第1項）の規程に基づき提出する施工計画書に記載しなければならない。
- 2 前項に際しては、施工計画に記載した項目毎に、履行確認の方法及び確認可能な時期等について、併せて記載しなければならない。
- 3 施工計画書に添付する場合は、「簡易型総合評価 技術提案（簡易な施工計画）履行状況確認書（以下「施工計画書」という。）」（別紙様式第1号）を使用しなければならない。

第3条（発注者の履行確認）

- 1 請負者は、監督員が指示する施工段階において、施工計画の履行確認を受けなければならない。
- 2 請負者は、監督員から施工計画の履行確認に関し、資料の提出や説明等を求められた場合は、これに応じなければならない。
- 3 工事施工中もしくは施工後に、請負者の責により、施工計画のうち、一部でも履行確認が出来ない場合は、当該計画の内容と同等以上の施工をしなかったと認めるものとする。
- 4 工事完成時には、入札時に提出した施工計画への記載項目毎に対する履行確認の有無や、確認日等を記載した施工計画確認書（別紙様式第1号）を提出しなければならない。

第4条（施工計画の履行の確保）

- 1 施工計画が、請負者の責により、当該計画の内容と同等以上の施工をしなかったと認められる場合は、工事成績評定点を減点するものとする。
- 2 前項の場合の減点方法と減点値の計算方法については、「簡易型総合評価落札方式における工事成績評定要領細則」の規定に基づき行うものとする。

簡易型総合評価 技術提案(簡易な施工計画)履行状況確認書

評価項目	☐ 施工上配慮すべき事項
	☐ 工程管理に係る技術的所見
	☐ 品質管理に係る技術的所見
	☐

評価対象	
------	--

項目	具体的な対応策	確認方法	チェック欄	確認日 月 日
	・	・	☐	月 日
	・	・	☐	月 日

年 月 日

確認書

上記の施工計画について、履行状況の確認を実施し、適正に履行されていることを確認した。

監督員：印

※様式第1号は、施工前に記載し、施工計画書に添付すること。（施工計画書の一部とする。）
※完成時には、様式第1号と履行確認時に使用した資料等を監督員に提出すること。